

3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

(1) 林産物等の供給

- 国有林野の林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売による
- 高付加価値が期待できる高品質材等の供給や、間伐材の利用促進に当たっては、・・・低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材(丸太)販売により実施する。その際、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用する
- 間伐材等これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえ、需要者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」による

(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

- 国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努めることとする
- 必要に応じて供給時期の調整等を行うこととし、これを適期に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握することなどの取組を推進する